

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年環境省令第三十号)(抄)

<p>改 正 案</p>	<p>附 則 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十七年十月三十一日から施行する。</p>
<p>現 行</p>	<p>附 則 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十七年九月八日から施行する。</p>